

## 地域ブランド品販路拡大・地域活性化推進事業実施要領

「地域ブランド品販路拡大・地域活性化推進事業」については、南相馬市農林水産業振興事業補助金交付要綱及び南相馬市補助金等の交付等に関する規則に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

(目的)

第1条 本事業は、つよい農林水産道への手引に記載する「生産規模の拡大や新たな技術導入など何事にも果敢に“いどむ”、未来に向かい進み続けられる農林水産業に向けた取組」として、市内で生産された6次産業化商品や農林水産物の販路拡大等を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 6次産業化とは、1次産業としての農林水産業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。(農林漁業者と商工業者が相互の強みを活かして、新商品・新サービスの開発や、需要開拓を行う「農商工連携」も含む。)

(事業内容等)

第3条 本事業の事業内容等は、別表1に定めるところとする。

(補助対象期間)

第4条 本事業の補助対象期間は、補助申請年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助申請)

第5条 本事業の事業実施主体は、補助申請をするとき、補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第1-1号)
- (2) その他市長が必要と認める書類(見積書等)

(実績報告)

第6条 本事業の事業実施主体は、補助金実績報告をするとき、補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施実績書(様式第1-1号)
- (2) その他市長が必要と認める書類(領収書等)

(その他)

第7条 その他、この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年8月3日から施行する。

- この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- この要領は、令和5年10月16日から施行する。

別表1

事業区分	事業実施主体	事業内容	補助対象経費
販路開拓等支援事業	市内に住所を有する販路開拓を行う1次産業者、2次産業者、3次産業者、1次産業者が組織する団体	(1)市内で生産された農林水産物の販路開拓等のために行う事業 (2)市内で生産された農林水産物を原材料として6次産業化商品の販路開拓等のために行う事業	(1) 出展小間料、会場使用料等の出展に要する経費 (2) ショーケース、照明機器等の賃借に要する経費 (3) 郵便代等の通信費や物品等の運搬に要する経費 (4) 宿泊や移動に要する経費 (5) 印刷費等のパンフレット等の作成に要する経費 (6) 臨時的に雇用する人件費等の経費 (7) コンサルタント業者等に委託する経費 (8) ECサイト等の整備に要する経費 (9) その他、当該事業に必要と認める経費